

○ 所属及び所属長の呼称に関する訓令

昭和35年 8 月15日

訓 令 甲 第 2 3 号

存 続 期 間

(目的)

第1条 この訓令は、警視庁における所属及び所属長の呼称を統一し、もつて事務処理の簡素化を図ることを目的とする。

(所属及び所属長の意義)

第2条 訓令、通達、通知等部内の文書等において「所属」とは、本部の課、健康管理本部、運転免許本部、運転免許試験場、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、航空隊、通信指令本部、自動車警ら隊、鉄道警察隊、サイバー攻撃対策センター、公安機動捜査隊、科学捜査研究所、捜査支援分析センター、機動捜査隊及び生活安全特別捜査隊並びに警察学校、方面本部、匿名・流動型犯罪グループ対策本部、サイバーセキュリティ対策本部及び警察署をいい、「所属長」とは、これらの長をいう。ただし、特別の定めのある場合を除くものとする。

付 則

この訓令は、昭和35年 8 月15日から施行する。